

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う、古物である貴金属等の売買の業務を行う古物商及び流質物である貴金属等の売却を行う質屋の留意事項について。

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）第2条第2項の規定により、古物である貴金属等の売買の業務を行う古物商（以下「特定古物商」という。）及び流質物である貴金属等の売却を行う質屋（以下「特定質屋」という。）は、特定事業者として、本人特定事項の確認義務、疑わしい取引の届出義務等が課せられています。

この度、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正（平成25年4月1日施行）により、特定古物商及び特定質屋（以下「特定古物商等」という。）が一定の取引を行うに当たって、新たな確認事項が追加等されていますので注意して下さい。

1 特定事業者について

犯罪収益移転防止法第2条第2項は特定事業者を定義しており、同項第40号は、貴金属（金、白金、銀及びこれらの合金）若しくは宝石（ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠）又はこれらの製品（以下「貴金属等」という。）の売買を業として行う者をその一つとして掲げているところです。

「売買」には、売却又は買受けのいずれか一方のみを行う場合も含まれます。

したがって、

古物営業法第3条第1項の許可を受けた者（古物商）が同法第2条第1項の古物である貴金属等を売却し又は買い受ける場合

及び

質屋営業法第2条第1項の許可を受けた者（質屋）が同法第19条第1項の流質物の処分として質に取った貴金属等を売却する場合

には、法第2条第2項第40号の特定事業者となり、法の規定による各種の義務が課せられることに留意してください。

2 取引時の確認等の義務

(1) 特定取引における確認義務

改正前においても、特定古物商等が行う200万円を超える貴金属等の現金による取引について、本人確認、本人確認記録の作成等、取引記録等の作成等の義務を規定されていました。

改正法の施行後においては、特定古物商等は、その代金の額が200万円を超える貴金属等の売買契約の締結（代金の支払の方法が現金以外のものを除く。）を行うに際しては、

顧客等の本人特定事項の確認を行う

・ 自然人にあつては氏名、住居及び生年月日

・ 法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地

取引を行う目的、職業（法人にあつては事業の内容）及び法人の実質的支配者がある場合にはその本人特定事項を確認行う

こととされました。

(2) いわゆるハイリスク取引における確認義務

さらに、なりすましの疑いがある取引等をいわゆるハイリスク取引として取り扱い、上記の本人特定事項等の確認をより厳格な方法で行わなければならないことに加え、200万円を超える取引である場合には、顧客等の資産及び収入の状況を源泉徴収票、預貯金通帳、貸借対照表、損益計算書等により確認しなければならないこととされています。

(3) 記録の作成義務等

特定古物商等は、上記(1)又は(2)の確認を行った場合には、当該確認に係る事項、当該確認のためにとった措置等に関する記録を作成し、その確認記録を7年間保存しなければなりません。

また、特定古物商等は、貴金属等の売買の業務に係る取引を行った場合には、その代金の額が200万円以下の取引及び代金の支払の方法が現金以外の取引を除いて、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容等に関する記録を作成し、その取引記録等を7年間保存しなければならない。

(4) 古物営業法及び質屋営業法に規定する確認等義務との関係

古物営業法第15条及び第16条は、古物商が古物を買受けようとするときの相手方の確認義務や取引時の帳簿記載等義務について規定し、また、質屋営業法第13条及び第14条は、質屋が物品を質に取る場合に行う本人確認義務や帳簿記載義務について規定されています。

犯罪収益移転防止法に定める義務の内容は、古物営業法及び質屋営業法に基づくものと一致しないことから、特定古物商等の特定取引については、古物営業法又は質屋営業法と法のいずれも満たす方法により、上記(1)から(3)の義務を履行する必要があることに留意してください。

3 疑わしい取引の届出

古物営業法及び質屋営業法に規定する申告義務との関係

古物営業法第15条第3項は、古物を買受けようとするに際して当該古物について不正品の疑いがあると認める場合における古物商の警察官への申告義務を規定し、また、質屋営業法第13条も不正品の疑いがある場合の質屋の警察官への申告義務を規定されています。

犯罪収益移転防止法第8条第1項の義務の内容は、古物に該当する貴金属等を売買した場合や流質物である貴金属等を売却した場合に収受した財産について、都道府県公安委員会に疑わしい取引の届出を行うこととするなど、古物営業法及び質屋営業法に定める申告義務の内容と一致しないことから、特定古物商等は、古物営業法又は質屋営業法と法に規定するいずれの義務も履行する必要があることに留意してください。

特定古物商等の取引については、200万円以下の取引についてもマネー・ローンダリング等に利用されるおそれがあること、疑わしい取引の届出については、取引の価額の多寡にかかわらず行うべきものであることに注意すること。

特定古物商及び特定質屋が取引を行う目的等を確認するに際しての参考とすべき類型等

1 取引時確認の実施

(1) 取引を行う目的（法第4条第1項第2号関係）

確認に当たっては、顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法によって行うこと。また、ア及びイのとおり、「取引を行う目的」の確認のための参考とすべき類型を示す。

ア 特定古物商が貴金属等を買受ける場合

売主	自 然 人	法人・人格のない社団又は財団
目的	生計費 不用品処分 買替え 投資・資産運用 債務弁済資金 相続対策 その他（ ）	事業費 投資・資産運用 債務弁済資金 その他（ ）

イ 特定古物商又は特定質屋が貴金属等を売却する場合

買主	自 然 人	法人・人格のない社団又は財団
目的	自己使用 贈与 投資・資産運用 相続対策 その他（ ）	転売 投資・資産運用 その他（ ）

(2) 職業・事業内容（法第4条第1項第3号関係）

顧客等が自然人である場合には「職業」、法人及び人格のない社団・財団である場合には「事業内容」の確認を行うこととされている。アのとおり、顧客等の区分に応じた確認方法をとること。また、イにおいて、「職業・事業内容」の確認のための参考とすべき類型を示す。

ア 確認方法（法定）

顧客等の区分	自 然 人 人格のない社団・財団	国 内 法 人	外 国 法 人
方法	顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法	（以下のいずれか又はその写しによる確認） 定款 設立登記に係る登記事項証明書 所轄行政機関の長による当該法人の事業内容を証する書類（登記をしていない場合） 法令の規定により	（以下のいずれか又はその写しによる確認） 定款 設立登記に係る登記事項証明書 所轄行政機関の長による当該法人の事業内容を証する書類（登記をしていない場合） 法令の規定により

		<p>当該法人が作成することとされている書類で、事業内容の記載があるもの</p> <p>官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の事業内容の記載があるもの</p>	<p>当該法人が作成することとされている書類で、事業内容の記載があるもの</p> <p>官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の事業内容の記載があるもの</p> <p>外国の法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業内容の記載があるもの</p> <p>日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関が発行した書類その他これに類するもので、当該法人の事業内容の記載があるもの</p>
--	--	---	---

イ 職業・事業内容の類型

確認事項	職業	事業内容
職業・事業内容	<p>(以下の項目からいずれか一つを選択)</p> <p>会社役員・団体役員</p> <p>会社員・団体職員</p> <p>公務員</p> <p>個人事業主・自営業</p> <p>パート・アルバイト</p> <p>・派遣社員・契約社員</p> <p>主婦</p> <p>学生</p> <p>退職された方・無職の方</p> <p>その他()</p>	<p>(以下の項目からいずれか一つを選択)</p> <p>卸売・小売業</p> <p>サービス業</p> <p>金融業・保険業</p> <p>農業・林業・漁業</p> <p>製造業</p> <p>建設業</p> <p>情報通信業</p> <p>運輸業</p> <p>不動産業</p> <p>その他()</p>
古物商・質屋該当有無	<p>(以下の項目からいずれか一つを選択)</p> <p>古物営業又は質屋営業の許可を有している</p> <p>古物営業又は質屋営業の許可を有している者の代理人等である</p> <p>上記に該当しない</p>	<p>(以下の項目からいずれか一つを選択)</p> <p>古物営業又は質屋営業の許可を有している</p> <p>古物営業又は質屋営業の許可を有している者の代理人等である</p> <p>上記に該当しない</p>

- 2 ハイリスク取引における本人特定事項等の確認（法第4条第2項関係）
 マネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高い取引として、
 なりすましの疑いがある取引
 本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
 特定国等（イラン・北朝鮮）に居住し又は所在する顧客等との取引
 については、「ハイリスク取引」として、より厳格な確認方法をとることとされた。

- (1) 本人特定事項についての厳格な確認方法（法定）
 「ハイリスク取引」である場合には、本人特定事項について、より厳格な確認方法をとること。

顧客等の区分	自 然 人	法 人
とるべき 確認方法	【方法1】 及び の両方による確認 : 規則第5条第1項第1号イから二までに掲げる方法のいずれかによる確認 : で確認に用いていない本人確認書類若しくは補完書類で、顧客等の住居の記載があるものの提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて確認記録に添付	【方法1】 及び の両方による確認 : 規則第5条第1項第3号イ又はロに掲げる方法による確認 : で確認に用いていない本人確認書類若しくは補完書類で、顧客等の本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものの提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて確認記録に添付
	【方法2】 及び の両方による確認 : 規則第5条第1項第1号ホからトまでに掲げる方法のいずれかによる確認 : 規則第6条第1号、第3号又は第4号に掲げる本人確認書類の提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて確認記録に添付	【方法2】 及び の両方による確認 : 規則第5条第1項第3号ハに掲げる方法による確認 : 規則第6条第2号又は第4号に掲げる本人確認書類の提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて確認記録に添付

- (2) 実質的支配者についての厳格な確認方法（法定）
 「ハイリスク取引」である場合には、実質的支配者について、より厳格な確認方法をとること。

法人の区分	資本多数決の原則を取る日本法人 (株式会社, 投資法人, 特定の信託)	資本多数決の原則を取る法人以外の法人 (一般社団・財団法人, 宗教法人等)	外 国 法 人
確認すべき書類	株主名簿 有価証券報告書 上記に類する 当該法人の議決	(以下のいずれか又はその写しによる確認) 設立登記に係る 登記事項証明書(登	(以下のいずれか又はその写しによる確認) 設立登記に係る 登記事項証明書(登

	<p>権の保有状況を示す書類</p>	<p>記済みの場合) 所轄行政機関の長による法人を代表する権限を有している者を証する書類(登記をしていない場合)</p> <p>官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、法人を代表する権限を有している者を証する書類</p>	<p>記済みの場合) 所轄行政機関の長による法人を代表する権限を有している者を証する書類(登記をしていない場合)</p> <p>官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、法人を代表する権限を有している者を証する書類</p> <p>日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関が発行した書類その他これに類するもので、法人を代表する権限を有している者を証する書類</p>
--	--------------------	---	---

(3) 資産及び収入の状況の確認方法(法定)

「ハイリスク取引」のうち、その取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、顧客等の区分に応じて、次に掲げる書類又はその写しの一又は二以上を確認すること。

顧客等の区分	自 然 人	法 人
確認すべき書類	<p>源泉徴収票 確定申告書 預貯金通帳 上記に類する当該顧客等の資産及び収入の状況を示す書類</p> <p>-----</p> <p>上記書類であって、当該顧客等の配偶者に係るもの (上記類型から一つ以上を選択)</p>	<p>貸借対照表 損益計算書 上記に類するもので当該法人の資産及び収入の状況を示す書類</p>